

貸暗号資産取引サービス約款新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行	備考欄
<p>第1条～第7条4項 (現行通り)</p> <p>第7条</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、暗号資産の貸出の申込みについて、申込み後最初に到来する午前9時から午後3時までの間(以下「取消し制限期間」といいます。)において、当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがございます。取消しを制限させていただく場合は、お客様の申込み画面の申込取消ボタンが押下できない状態となります。また、お客様が取消し制限期間を過ぎても当該申込みを取消さなかった場合、取消し制限期間が属する日の翌日の午前9時から午後3時までの間においても当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがあります。以後同様といたします。</u></p> <p>第8条～第19条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第7条4項 (条文省略)</p> <p>第7条</p> <p>5 追加</p> <p>第8条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	